«契約日:平成28年5月29日以降の重要事項説明書から適用»

【ペット保険重要事項説明書改定のご案内】

《意向確認書》

・平成 28 年 5 月 29 日施行の改正保険業法より「意向確認書」が必要となります。

≪契約概要≫

新規引受可能年齢について※変更点は下線の年齢となります。

下線の年齢の適用日は、契約日が平成28年5月29日からとなります。

※契約日は、弊社に完備した申込書が到着した日(書類の不備等があった場合、不備書類解消日が契約日)となりますのでご注意ください。

新重要事項説明書(プリズムコール®)

1. プリズムコール®申込書による申込の場合

新規契約で加入いただける年齢(ご契約時点での年齢)

分類	新規加入可能年齢	健康診断が必要な年齢※1	シニア専用更新プラン年齢※3
小型犬	生後 60 日以上 満 9 歳未満	満6歳以上※2	満 15 歳以上※3
中型犬	生後 60 日以上 満 9 歳未満	満 6 歳以上※2	満 15 歳以上※3
大型犬	生後 60 日以上 満 9 歳未満	満6歳以上※2	満 12 歳以上※3
猫	生後 60 日以上 満 9 歳未満	満6歳以上※2	満 13 歳以上※3

- ※1 告知書の内容によっては、年齢にかかわらず健康診断のご受診をお願いする場合がございます。
- %2 弊社所定の健康診断 < お申込日(内容が完備した書類を代理店または弊社が受理した日)から起算して $1 ext{ }$ 月以内の身体検査・血液検査・既往歴獣医師様の所見 > を受けていただいたうえで契約の可否を決定させていただきます。
- ※3 シニア専用更新プラン年齢の年齢表記は責任開始日の年齢となります。

2.インターネット契約申込の場合

新規契約で加入いただける年齢(ご契約時点での年齢)

分類	新規加入可能年齢	シニア専用更新プラン年齢
小型犬	生後 60 日以上 満 6 歳未満	満 15 歳以上
中型犬	生後 60 日以上 満 6 歳未満	満 15 歳以上
大型犬	生後 60 日以上 満 6 歳未満	満 12 歳以上
猫	生後 60 日以上 満 6 歳未満	満 13 歳以上

≪注意喚起情報≫

補償重複に関する事項について(追加)

以下の内容で補償重複についての事項が追加になりました。

新重要事項説明書(プリズムコール®)

重複保険契約について

この保険契約と全部または一部について支払責任を同一とする他の保険会社等(少額短期保険会社を含みます)の保険契約があり、保険金のお支払い対象となる期間が重複した場合、以下のとおり算出された額を保険金としてお支払いします。

- ① 他の保険契約等から保険金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額。
- ② 他の保険契約等から保険金が支払われた場合は、被保険者の負担した費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

以上